

公立中学校における法教育の実際

鈴木 浩

はじめに

アメリカで盛んに行われてきた法教育が、我が国で広まり始めたのは最近のことである。司法制度改革が法制化され、裁判員裁判をはじめとしてさまざまな展開を見せる中で、成熟した市民社会を迎えるにあたり、特に学校現場での法教育の要請が高まってきたからであろう。なお、各国の法教育の実態等については、平成16年11月にまとめられた法教育研究会の報告書に詳しい¹⁾。

こうした一連の流れの中で、私は、平成16年ごろから横浜弁護士会の弁護士の方々と連携するようになり、これまでいくつかの実践をしてきた。そこでその実践の概要、成果と課題等についてそれぞれの実践ごとにまとめ、今後の研究に向けて一旦整理をつけたと思う。

1 社会科での実践

(1) 社会科学習と法教育

学校現場で法教育を実践するとなると、その主な舞台となるのが社会科の授業であることは間違いない。ところが、教科担任制で社会科があるのは、中学校の三年間だけである。小学校は学級担任制、高校は地歴と公民に分かれるので、社会科として社会科の教師が授業をするのは中学校だけである。そういう意味でも、中学校の果たす役割は非常に大きくなってきている。また、子どもの発達段階から考えても、ある程度抽象的、概念的な知識を用いてものを考

えられるスタートの時期に当たる中学校段階で、法教育に取り組むことの意義は大きい。

法教育について、法教育研究会『はじめての法教育』²⁾では4つの教材を示し、現場の実践に提供した。しかし、ここに示された教材は「たった4つ」であって、現場の社会科教師がこの例に流れるエッセンスを汲み、多くの実践を増やしていく必要があるのである。

ところで、中学校の学習内容の中で、もっとも法教育に関係が深いのが公民的分野である。公民的分野の学習内容は、ほとんどが法と関わってくる。公民的分野の半分近くの内容が憲法学習である。また、経済分野においても、独禁法、消費者保護法、PL法、クーリングオフなど、さまざまな法的内容にふれるし、そもそも契約という概念が、法教育の柱の一つになるので、法教育に関わる内容が多いということになる。また、国際社会や福祉の増大についての分野も、国際法、国連など法教育に関わる内容といえることができる。

こうしてみると、公民的分野の学習＝法教育と言えそうであるが、決してそうではない。授業というものは、單元ごとに「ねらい」があって、その「ねらい」を達成するために意図的計画的に営まれるものである。その「ねらい」に法教育的な視点があるかどうか、その授業を法教育と呼ぶことができる授業であるかどうかの違いとなってくる。そうしないと、社会科の学習内容は相互に関連しているので、全てが法教育であり、全てが金融教育であり、人

権教育であり、国際理解であり、何でもあてはまってしまう。つまり、「法教育」であるかどうかを授業者が意識して取り組むことが、ポイントとなるのである。

(2) 公民的分野での授業実践

これまで私が実践した公民的分野での「法教育」の授業は、次の2つである。

ア もうすぐはじまる裁判員制度

この授業は、これまでさまざまな場面で発表し、また紹介もされている実践である³⁾。

平成17年、今から3年ほど前の実践で、今日ほど裁判員裁判についての社会の関心が高くなかったころの実践である。授業の流れを簡単に示すと、

- ① 裁判員制度の概要を学ぶ。
- ② 保護者に裁判員制度についてのアンケートを作成し実施する。
- ③ アンケート結果の分析。
- ④ 自分たちが、大人に何を、どう、伝えればよいか考える。
- ⑤ 地域の懇談会や、横浜市の発表会で発表する。

である。

授業の社会的な視点でのねらいや、この実践が全中社横浜大会の研究発表であった関係から、その研究理論との整合性などの部分は除いて、法教育的な視点からこの実践を分析しなおしてみたい。

まず、この実践のポイントは、地域に自分たちの学習したことを伝えるという視点もっていることである。そこで、生徒が「なぜ、この制度を導入したか」という導入の意義を最も重視した事実である。そして、実際の授業では、裁判員制度の根幹には司法制度改革があり、成熟した市民社会の形成のためにはどうしても必要な制度である等のことを生徒がつかみ取り、そのことを地域住民に訴えるという展開になった。

なお、この中で③④の段階、つまりアンケートづくりとその分析だけでも、非常に中味のある法教育の実践ができると思われる。実際に③④だけを実践したこともあった。アンケートづくりは1時間の授業で可能である。生徒が各自2名の大人を見つけてアンケートに回答してもらい、回収、集計、分析するだけなのだが、各家庭で裁判についていろいろ話し合う機会が持てるという副産物もある。こんなことでもなければなかなか司法制度改革について家庭で話し合うこともないであろうし、いろいろな意味で価値のある実践だと思っている。

イ 弁護士さんに聞いてみよう

この授業は、弁護士の出前授業として非常に取り組みやすいものであるので紹介する。

〈1時間目〉

- ① クラス内に班を作り、弁護士への質問を20個考える。その際、弁護士という仕事についての質問10個と法律や裁判に関する質問10個の計20個。
- ② 班の中で、実際に質問してみたい質問を1つずつ(計2つ)に絞り、どうしてその質問なのか、その理由を考える。
- ③ グループごとに黒板に出て、1つずつ質問事項を書く。他の班と重なった場合は調整する。

〈2時間目〉

- ④ 弁護士に来ていただいて、質問に答えてもらう。
- ⑤ この授業で学習してわかったことをワークシートに記入する。

実際の授業では、生徒から非常に素直で鋭い質問が出された。なかでも、私が印象深いのは、「弁護士の先生は、悪い人の弁護もしますか?」という質問であった。弁護士の先生は、少し困ったような顔をされ「基本的には弁護しません」と言われたのである。その時の生徒の表情がまた、実に印象的なものであった。もちろん当番の時は一生懸命やるし、悪い人といっ

でも、その人と話しているときに、この人の弁護を引き受けようと納得できる部分があれば弁護しますと説明され、生徒も納得した様子であった。

この授業は、誰でもすぐに取り組むことができる実践である。もちろん弁護士会に出前授業を依頼してということにはなるが、出前授業の一つのよいモデルなのではないかと、密かに思っている。

2 選択社会での実践

選択社会で今年取り組んでいる授業は、「裁判員マスコットとキャッチコピーを考えよう」と、「裁判劇を作ってみよう」である。

各地検等が、裁判員のマスコットキャラを考案し、裁判員制度の普及に努めている。そのことの是非はともかく、自分たちの学校でも裁判員マスコットキャラを作ってみようとして投げかけた。さらに、みんなが裁判員制度に関心をもってもらえるキャッチコピーを考えてみようということで取り組んでいる。

生徒はマスコットを考えながら、裁判員制度の本質について考えるようになる。「そもそもなんでこんな制度するんだっけ?」と、いつも原点に回帰しながら考えていく。「一般の市民の意見が大事なんだよな」「自分たちの町で起きた事件について、自分たちも考えてみるんだよな」などと会話しながら考えているのである。これをもし、教師が一方向的に「裁判員制度とは」と、講義をし板書してそれを生徒が写す授業をしたら、先のようなつぶやきは生まれえない。マスコットやコピーを作ることに意義があるのではなく、常に原点に回帰しながら考えなければできない内容であることが、法教育的なのである。

裁判劇については、選択社会ではよく行われている実践である⁴⁾。私がここで試みているのは、裁判劇よりも、その前提となる事件を作ることである。裁判員裁判によって裁かれる事件は、殺人、放火などの重い罪である。そ

ういう事件を想像で作ることは、一步間違えばマイナス効果も予想できるので、教師の適切な支援があって成立するものではあるが、うまく支援すると非常に深い授業になる。

残念ながら、今後選択授業の実施幅は大きく削減されてしまうので、選択での扱いそのものはなくなるが、手法を工夫していくことで必修授業にも応用できると思う。

3 道徳での実践「街でみかけるルール違反、マナー違反」

この実践も、いろいろなところで紹介されているものである⁵⁾。法と道徳という、法学的な内容の実践は、法教育の新たな視点を提示できたと思っている。

〈1時間目〉

- ①街で見かけるルール違反とマナー違反を付箋紙に書いていく。(一人2~5枚程度)
- ②書いた付箋を、次のような象限が書かれた模造紙に貼っていく。
- ③似たような内容の付箋紙を張り合わせていく。

〈2時間目〉

- ④それぞれの付箋の位置をみんなで検討していく。
- ⑤どうしたら違反が少なくなるか意見交換する。

この授業は、そのそも「法とは何か」あるいは「法は何のためにあるのか」といった「法と道徳」という法学の基本テキストに書かれている内容に関わるような実践であろう。

まず、自分たちの身の回りを見渡してみる。そこにある、非道徳的な行為を思い浮かべてみて、果たしてそれがルール違反なのかマナーに属する問題なのかを考える。そうすると、マナーとルールの基準がきわめて微妙なものであることに気づくし、マナーがルール化したり、ルールをマナーに「格下げ」することも可能なことが見えてくる。「そうか、マナーですればそ

れの方がいいね」などと話す生徒も出てくるのである。「ルールは誰かが決めてくれるもの」であり、そして違反者を捕まえたり処罰したりするのも、誰かに任せておけばいいという意識を「自分たちの問題は自分たちで解決する」という意識に変えるのに、非常にいい授業だと思っている。

4 特別活動としての実践

私たち教師は、ルール作りの授業を日々の特別活動でたくさん実践されている⁶⁾。しかし、残念ながらそれらが「法教育」として意識されていないために、十分な教育効果を発揮していない場合も多い。学級会、生徒会の各委員会、生徒総会などは、まさに法教育の実践の場である。

さて、ここで紹介するのは、自然教室という宿泊行事での取り組みである。

校外学習に行くとき、学校では必ずといってよいほど、「きまり」を作ってしおりに記入させると思う。この場面をとらえて、「法教育」の視点を入れた実践を行うとよい。

ここで、大事にしたことは「0からの出発」ということである。全クラス同時に学級担任に指導させた。白紙からルール作りをするのである。

- ① 自然教室に行くに当たって、必要な決まりを全部書き出させる。
- ② a そもそも法律違反のもの b 社会常識的なマナー c 校則と変わらないもの d 自然教室だからこそ必要なもの e その他に分類をさせる。
- ③ a しおりに「きまり」として書いたほうがよいものを残す。
b お小遣いの金額や持ち物（お菓子の量や種類も含む）については、理由をつけてクラスとしての見解を決める。

こうして、自然教室委員が、それぞれのクラスのようにすを持ち寄って、学年としてのルール

を作成した。教師は何も指示的なアドバイスはせず、議論が混乱したときに介入する程度にした。結果として非常に驚きもし、また感動したことがおきた。自然教室を終えて各クラスの代表が感想を述べたとき、全クラスの代表がルール作りのことにふれて、自分たちでルールを作ったことがよかったと述べたことである。「自分たちのことは自分たちで」という姿勢は、その後の生活指導等にも非常に有意義に展開していった。

5 キャリア教育としての実践

弁護士会の出前授業を、キャリア教育の一環として位置づけた実践である。法律に携わる仕事であり、ある意味では人間の陰の部分（犯罪やら争いごとやら）を引き受けて解決していく職業について学ばせることにした。

生徒に、事前にクラスで話し合いを持たせ、クラスから二つの質問に絞って代表者が弁護士に質問をする。

各クラスからの質問

1組

- 日本語が話せない人の弁護はどうするのですか？
- 人を弁護してつらかったことはありますか？ あるとしたら、どんなときですか？

2組

- なぜ、犯罪者を弁護するのですか？
- 弁護士という仕事のやりがいは何ですか？

3組

- 弁護士になるために、どれくらい勉強しましたか？
- 弁護士に欠かせないものは何ですか？

4組

- 法律はどれくらい覚えていますか？
- 人を助ける仕事をどういう気持ちでやっていますか？

〈生徒の感想～印象にのこったこと〉

○印象に残ったことは、「相手の話をしっかり聞く」ということです。しっかりと聞かないと、本当は犯人じゃなかった、なんていうことになってしまうかもしれません。人の話（思っていること）をしっかりと聞かないと、話がまとまっていかないし、本当のことがわからないと感じました。

○印象に残ったことは「自分なりの正義」という言葉です。なんか弁護士さんはカッコよかったです。僕は正義の基準を知らないし、自分の正義なんて考えたことがなかったので、印象に残りました。

○印象に残ったことは、「やりがい」です。依頼者からの「ありがとうございました」の言葉がやりがいだと言う言葉が、カッコよかったです。

〈生徒の感想～学んだこと〉

○弁護士の仕事のことはもちろん、この先の職業体験のことについても、とても参考になりました。そして私の予想以上にたいへんな、でもやりがいのある仕事なんだということがわかりました。とてもよい時間になりました。

○仕事にはいろいろな仕事があって、例えば大変な仕事もあれば人の役に立つ仕事もあるということがわかってきました。わたしは絶対に人の役に立てる仕事に就きたいと思いました。

それほど意図的に仕組まなくとも、子ども達は授業の本質をとらえ、法律家の仕事について充分理解したと思う。

6 地域事業として

3で示した道徳の授業を、地域の懇談会で、地域住民と共に作ったことがある。これは非常

に有益な実践である。大人から見て中学生のマナーを語り、中学生から見た大人のマナーを語る。そして、お互いに協力して、住みよい街にするにはどうしたらいいかを考えるという実践であった。

さらに、私の住む自治会でも「法教育」を実施してみた。教育のプロである教師と法律家である弁護士が協力して裁判員制度についての研修会を行い、非常に好評であった。

教師は「授業作りのプロ」であることが、こうした実践をすることでよくわかる。教師が積極的にその能力を活かしていくことの必要性を強く感じる経験であった。

7 新学習指導要領での位置づけ

ところで、平成24年完全実施となる新学習指導要領では、公民的分野の内容の取り扱いで「法に基づく公正な裁判の保障に関連させて、裁判員制度についても触れること」とし、さらに、「国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせることが大切である」としている。これから、各校において教育課程が編成されていくところであり、法教育の実践が数多く示され、具体的な授業イメージをもって教育課程上に位置づけられることが重要となってくる。

8 今後の可能性～まとめにかえて

現在、私は、学校が「法教育」に真剣に取り組むことで、地域の関心が学校に向き、共に学ぶ場として、学校が再生していく可能性を感じている。実は学校が崩壊しかけているところは「地域」も崩れているのである。その地域をつなぎとめるには、住民がみんなルールを作ったり、マナーについて話し合ったりしなければならない。そういうことを繰り返しながら、新

しい世代の地域社会を再構築していく必要があるのである。これまでの経験から私は、学校が地域に開いた形で法教育の実践をすることによって、地域再構築の営みの中心に学校が座ることができるように考えている。それは学校と地域の関係において「よい方向」であり、よって地域も学校も存在感を示していくことになるので、大勢の支持を得ることになることを実感している。

今、学校教育の中に「〇〇教育」というものが、まさに洪水のごとく押し寄せてきている現状がある。それぞれの分野の人たちや監督官庁が、自分たちの都合で学校教育に期待をしてくる（実際、無料で学校に送りつけられる冊子類の数は膨大でその処理に非常に手間取っている）。「法教育」もそうした「〇〇教育」の一つには違いないが、教科内容と深い関連があり、何より地域をつなぐツールとして有効であるということから、各学校で幅広く実践されることが期待したいし、重要度も高いと私は思う。こうした思いから、これまでの私の実践のまとめをするとともに、法教育の実践が広く行われることを願って、比較的取組みやすい授業実践を並べてみた次第である。

注

- 1) 法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して」2004年
- 2) 法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい2005年
- 3) 大杉昭英『法教育実践の指導テキスト』明治図書2006年
- 4) 横浜市教育委員会『よこはまの法教育』2007年には二つの実践例が紹介されている。
- 5) 同上書
- 6) 森康昭「東京校外学習のきまりを考えよう」(『よこはまの法教育』所収)